

民生委員協力員制度の手引き



令和8年4月

青森市

目 次

- 1 民生委員協力員制度とは・・・・・・・・・・ 1
- 2 民生委員協力員の活動内容・・・・・・・・ 3
- 3 主な制度活用事例・・・・・・・・・・ 5
- 4 個人情報の保護・・・・・・・・・・ 7
- 5 民生委員協力員委嘱までの流れ・・・・・・・・ 8
- 6 その他・・・・・・・・・・ 9
- 7 各種様式・・・・・・・・・・ 11

1 民生委員協力員制度とは

民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）は、地域の見守りや、住民の皆さんの身近な相談相手として様々な福祉活動を行っています。

近年、少子高齢化の進展や相談内容の複雑化・多様化により、民生委員の皆様の業務負担が増大している現状等を踏まえ、その負担軽減や担い手育成を図るため、民生委員が必要に応じて自身の活動をサポートする「民生委員協力員」を設置できる制度です。

1 制度の概要

（配置） 民生委員 1 人につき原則 1 人を配置できます。

※欠員区域を臨時に担当する民生委員は、その欠員区域分として更に 1 人を配置できます。

（任期） 委嘱の日以降、最初に到来する 11 月 30 日までとします。

※辞任等の申し出がない限り、1 年ごとに自動更新されます。

（活動費） 活動の実費弁償として、月額 1,000 円を支給します。

※活動費の支給は、民生委員の活動費と同様に、年 3 回に分けて支給します。

- （要件）
- ・社会奉仕の精神があり、地域福祉に熱意がある方。
 - ・担当民生委員が活動する地区内に居住し、地域の実情に詳しい方。
 - ・健康で、協力員活動に必要な時間を割くことができる方。
 - ・個人情報（秘密）を堅く守れる方。

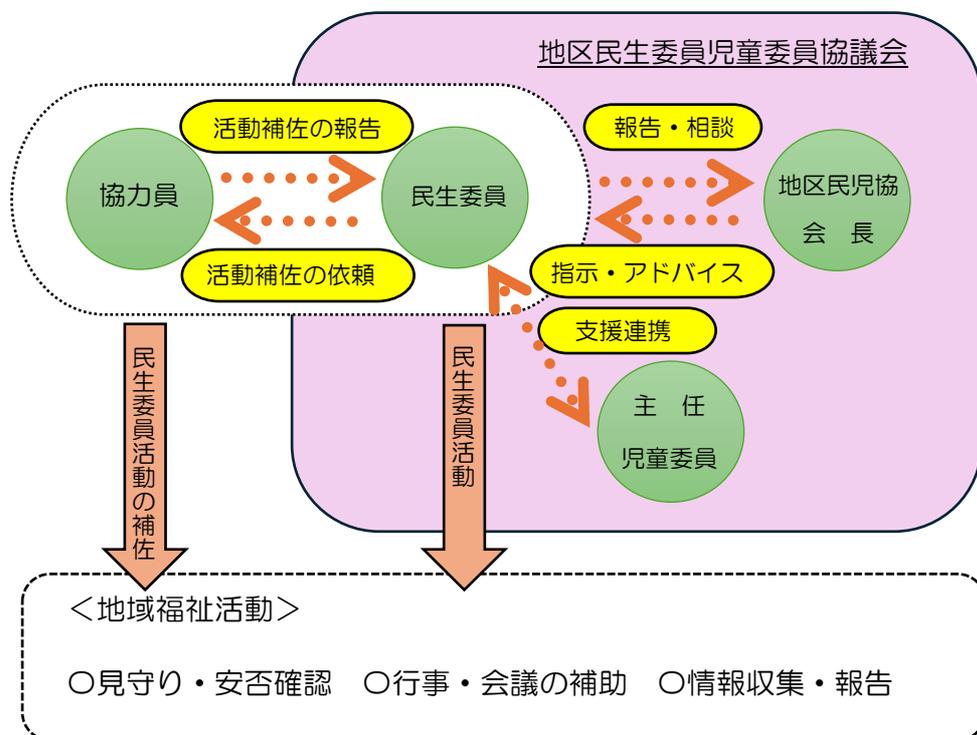
（守秘義務）・協力員には、活動を行う上で、厳格な守秘義務が求められます。

- ・活動で知り得た個人情報は、正当な理由（本人の同意など）なく他に漏らしてはいけません。
- ・協力員を辞めた後も、この義務は一生続きます。
- ・推薦時に守秘義務遵守の誓約（推薦書への署名）をしていただきます。

2 基本的な考え方

民生委員協力員は、民生委員の指示・指導のもと、民生委員活動を「補佐」するパートナーです。地域の実情に明るく、福祉活動に熱意を持つ方々が、民生委員と二人三脚で地域を見守ります。

3 制度のイメージ



2 民生委員協力員の活動内容

協力員は、独自の判断で活動するのではなく、担当民生委員の指示・指導の下で活動します。

1 協力員ができること（活動例）

- (1) 見守り・安否確認
高齢者世帯等への訪問同行や民生委員の指示に基づく声掛け等。
- (2) 行事・会議の補助
地域行事の準備、受付、片付けなどの手伝い。
- (3) 情報収集・報告
地域の困りごとや異変などの情報を民生委員へ報告する。

<異変に気付くポイント>

地域で見守り活動を行う際は、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯（高齢者夫婦など）を優先して行います。

例えば、特に気にかかるお宅の前を散歩コースにするなど、無理のない範囲で状況確認を行ってください。

以下は、異変に気づくサインの例示です。

○新聞、郵便がたまっている

一時的な不在という場合もありますが、このようなことが見られたら、民生委員へ相談してください。

○最近見かけなくなった

町内会の活動、趣味サークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった等の異変を感じた場合は、民生委員へ相談してください。

2 協力員ができないこと

- (1) 複雑な相談対応・関係機関との連絡調整
地域の住民からの具体的な困りごとの相談や、行政等への連絡を要する情報を得た場合は、直接協力員が対応することはせず、民生委員へ報告してください。

(2) 民生委員固有の事務

- ① 調査、状況把握に関する業務は行いません。
- ② 状況確認（証明事務）は行いません。

(3) 金銭を扱う業務

町（内）会からの祝い金等の配付など、金品に関わる行為は行いません。

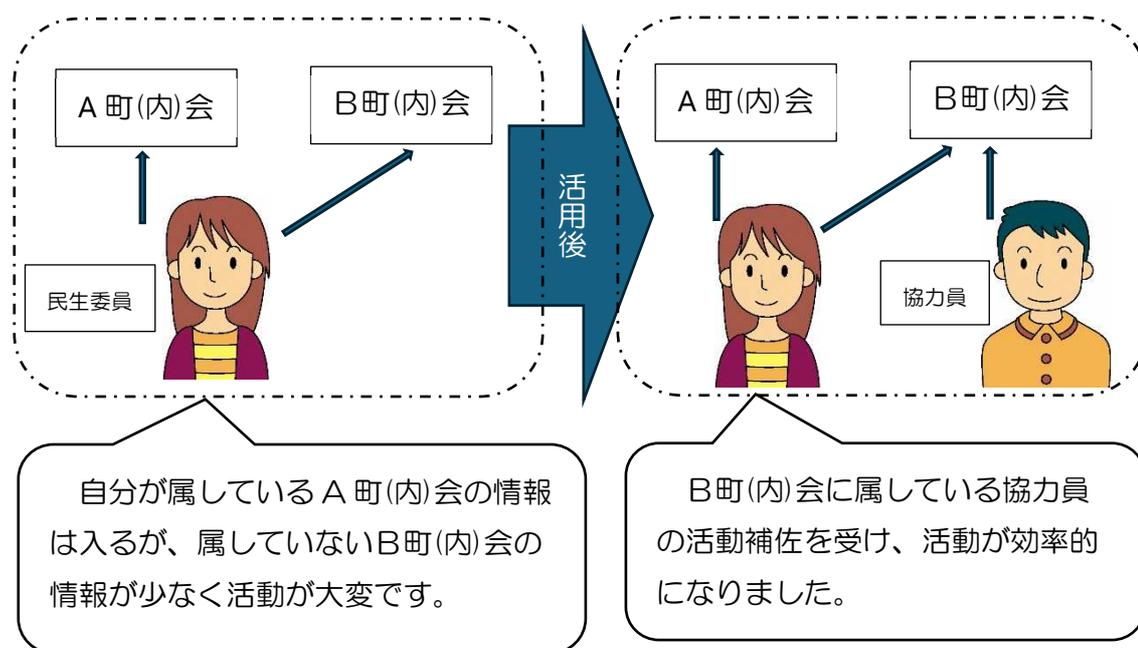
(4) 会議等への出席

毎月行われる地区民児協定例会等の民生委員が対象となる会議や研修への代理出席はできません。

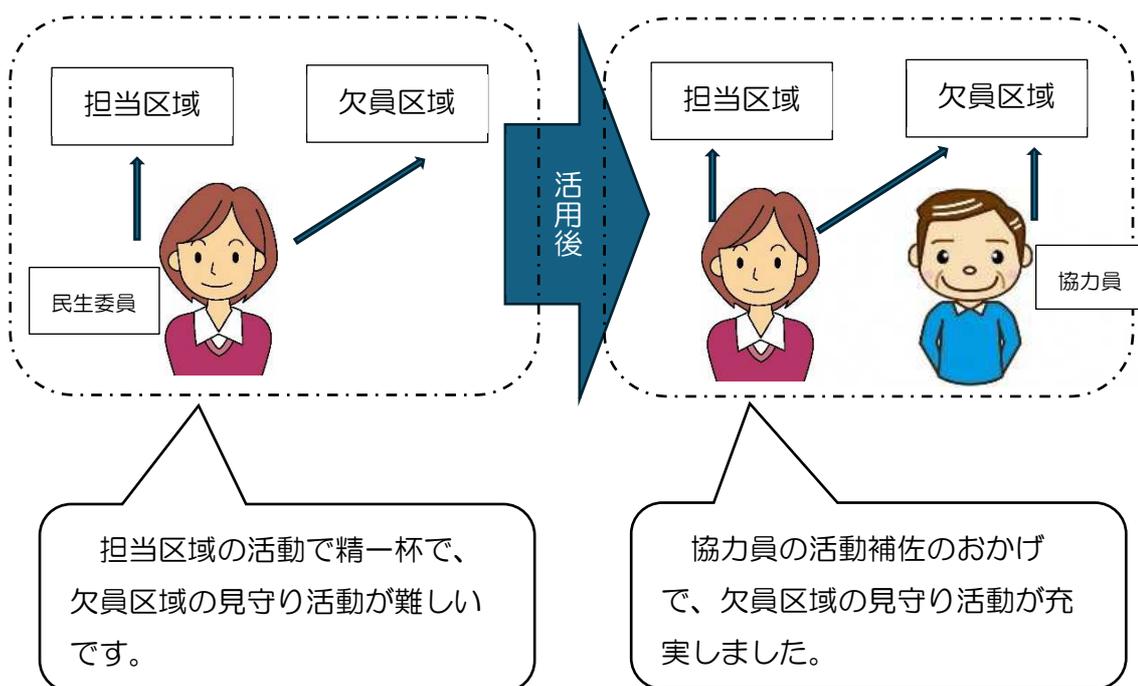
3 主な制度活用事例

制度活用にあたり、事例を紹介します。

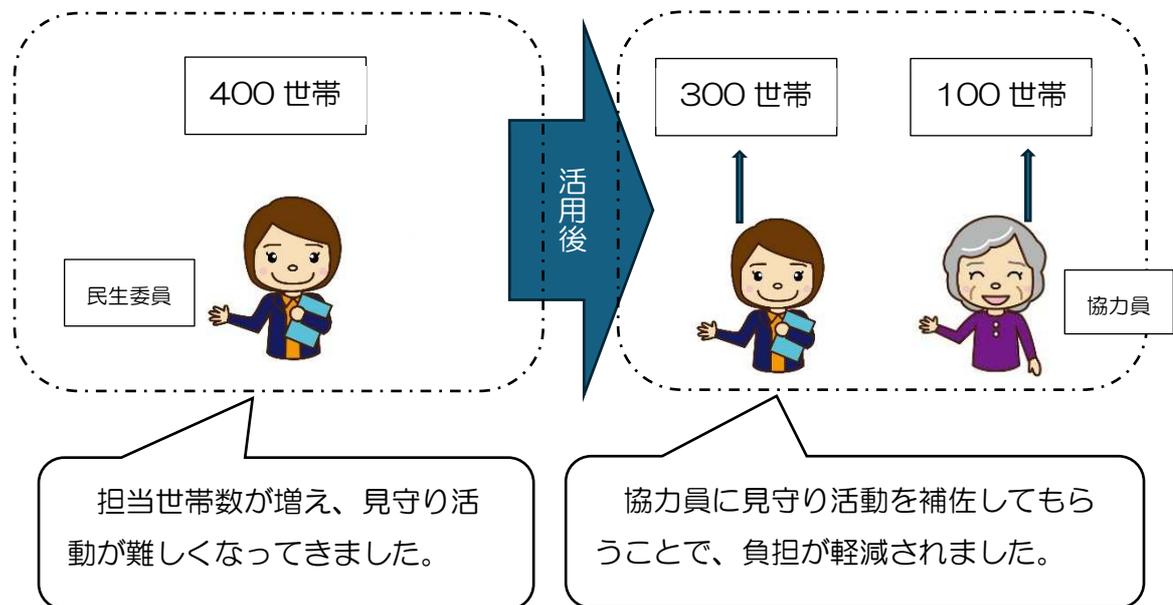
(1) 複数の町（内）会を活動エリアとしている場合



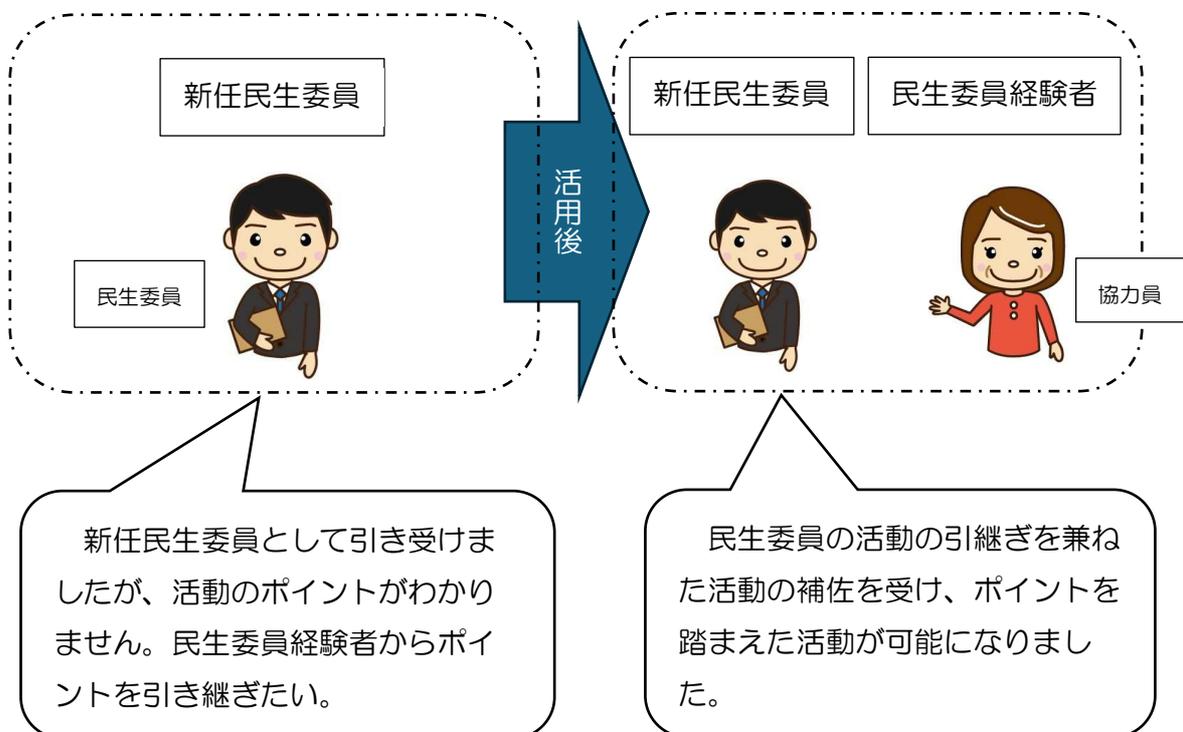
(2) 欠員区域の代行をしている場合



(3) 担当世帯数の増加により対応が難しくなってきた場合



(4) 新任の民生委員が民生委員経験者から活動の補佐を受けたい場合



4 個人情報の保護

民生委員協力員は民生委員と同様に、守秘義務があります。活動において知り得た個人情報は、正当な理由（本人の同意など）なく他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。また、活動に必要な個人情報を民生委員が協力員と共有する場合、民生委員は必ず事前に対象者の同意を得ることとしています。

個人情報等の秘密を守るために、以下についてご留意ください。

1 本人から同意を得る

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。協力員が活動の中で対象者から新たな情報を聞き取り、それを民生委員に報告する場合も、必ず事前に本人から「民生委員に伝えてもよいか」と、同意を得てください。

2 うっかり情報漏洩に注意

第三者がいる場所で、対象者の実名を出しながら民生委員と打ち合わせをするなどは、絶対に避けなければなりません。打ち合わせや会話をする場所に依りて、個人情報を意識する必要があります。たとえ自身の家族であっても、活動で知り得た個人情報について話してはいけません。

3 必要のない情報は持ち出さない

訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。持ち出しは活動に必要な最小限にとどめてください。

4 不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった個人情報が記載されている書類は、個人情報がわからないように処置（シュレッダーでの裁断など）のうえ、確実に破棄してください。

5 民生委員協力員委嘱までの流れ

1 候補者の選定

担当民生委員が活動する地区内に居住する適任者から候補者を選びます。

【協力員の適格要件（要綱第5条）】

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者。
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者。
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく活動を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を堅く守ることができる者。

2 町会長の同意確認

担当民生委員は、候補者について、担当区域の町会長に説明し、同意を得ます。
ただし、町会がない区域や、事情により同意が得られない場合は省略可能です。

3 地区民児協会長への報告

担当民生委員は、選出した候補者について、地区民児協会長へ報告します。

4 推薦書の提出

担当民生委員が「民生委員協力員推薦調書」を作成し、市へ提出します。

5 委嘱

推薦に基づき市長が協力員を委嘱し、青森市民生委員協力員証を交付します。

6 その他

1 活動費の支給

- 協力員は、ボランティアの位置づけであり、無報酬ですが、実費弁償として月額1,000円の活動費を支給します。
- 活動費は、年3回各期の月数分の活動費を、当該期の満了する翌月に支給します。
 - 【第1期】4月～7月分 →8月支給
 - 【第2期】8月～11月分 →12月支給
 - 【第3期】12月～3月分 →4月支給
- 月の途中で委嘱され、又は解嘱された場合における月の活動費は、日割り計算によって得た額を支給します。

2 ボランティア活動保険

- 協力員が安心して活動できるよう、ボランティア活動保険に加入します。
- 加入手続きは青森市で行いますので、個人の費用負担はありません。
- 活動中に事故（ケガや熱中症、他人の物を壊してしまった等）が発生した場合は、保険適用の手続きが必要となりますので、速やかに青森市福祉政策課社会福祉チーム（TEL：017-734-5314）までご連絡ください。

3 辞任する場合

- 何らかの事情により、任期の途中で民生委員協力員を辞任したい場合は、担当民生委員へ申し出のうえ、「青森市民生委員協力員辞任・再任辞退届」を、青森市福祉政策課社会福祉チームへ提出してください。
- また、辞任届を提出する際には、「青森市民生委員協力員証」を市へ返還してください。また、保有していた個人情報が含まれた文書は個人情報がわからないように裁断して破棄するか、担当民生委員へ返却してください。

4 留意事項

- 活動中のケガ、交通事故、熱中症などには十分ご注意ください。
- 協力員としての活動中は、「青森市民生委員協力員証」を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示してください。
- 活動においては、対象者の銀行の手続きや支払い代行など、金品に関わることは行わないでください。
- 活動上で判断に迷う場合は、ご自身でその場で対処せず、必ず担当民生委員に報告し、指示を仰いでください。

各種樣式

民生委員協力員推薦調書

令和 年 月 日

青森市長 様

下記の推薦候補者を青森市民生委員協力員として推薦します。

推薦者（民生委員） 署名 _____

所属地区民児協：

担 当 区 域：

(本人担当区域・欠員代行区域)

1 推薦候補者

フリガナ		性別	男・女	生年 月日	昭和 年 月 日生 平成 (満 歳)
氏名					
現住所	(居住期間 年)			電話	
職業					
健康状態	□良好 □その他 ()				
社会福祉 関係経歴	民生委員歴	令和 年 月 日 ~ 年 月 日			
	その他の社会 福祉関係歴	令和 年 月 日 ~ 年 月 日 (所属等)			
		令和 年 月 日 ~ 年 月 日 (所属等)			

2 適格要件の確認 ※該当する項目に✓を入れてください。

□該当 □その他 ()

3 町会長の同意状況

□同 意(町会名: _____ 町会長名: _____ 同意日:令和 年 月 日)

□同意不要(理由: _____)

4 地区民児協会長への報告状況

報告日:令和 年 月 日

5 誓約及び同意事項

- 私は、青森市民生委員協力員として活動するにあたり、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らさないことを誓います。また、職を退いた後においても、同様の義務を継続して負うことを誓います。

令和 年 月 日

推薦候補者署名 _____

青森市民生委員協力員辞任・再任辞退届

令和 年 月 日

青森市長 様

届出者 _____

私は、青森市民生委員協力員について、以下のとおり届け出ます。

1 区 分	<input type="checkbox"/> 辞 任 （任期途中で辞める場合） <input type="checkbox"/> 再任辞退 （現在の任期満了をもって活動を終了する場合）
2 辞任（辞退） 年月日	令和 年 月 日
3 理 由	<input type="checkbox"/> 一身上の都合 <input type="checkbox"/> 健康上の理由 <input type="checkbox"/> 転居のため <input type="checkbox"/> 担当民生委員の交代・欠員のため <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員に就任するため <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 確認欄	【地区民生委員児童委員協議会会長】 氏名： 【担当民生委員】 氏名：

- ※ 協力員証を添えて提出してください（紛失した場合はその旨を申し出てください）。
- ※ 辞任（辞退）年月日は、地区民児協会長及び担当民生委員と調整の上、決定してください。
- ※ 「届出者」が担当民生委員の場合、「4 確認欄」の担当民生委員の署名は不要です。